

越前市の会計における財政健全化判断基準等の適用範囲

一般会計等	一般会計		
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険
			介護保険
			後期高齢者医療
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地方公営企業法を 適用する事業又は地 方財政法施行令第3 7条の事業)	法適用企業	水道事業
			工業用水道事業
		法非適用企業	簡易水道事業
			下水道事業

一部事務組合・広域連合

土地開発公社・第3セクター等

